

# 白井市学校保健会活動事業費交付金交付要綱

所管課

教育支援課

## 1 補助金の名称

学校保健会活動事業費交付金

## 2 補助金交付の目的

児童・生徒の健康意識の向上等、学校保健の充実を図るため。

## 3 用語の定義

「学校保健会」とは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、教頭、PTA代表、養護教諭、保健主事、その他保健関係関係者で構成された団体をいう。

## 4 補助対象

むし歯予防作品展事業、健康奨励賞表彰事業、視察研修事業、学校保健会だより発行等事業、学校保健に関する講演会等、養護教諭研修会

## 5 補助対象経費

事業の実施に要する経費  
視察研修の実施に要する経費

〔補助対象外経費〕

食糧費のうち市長が定めた額を超える部分  
宿泊費

## 6 補助額（率）

60万円を限度とする。

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

平成25年4月1日

## 9 補助金の終期

令和10年3月31日

## 10 改正履歴

令和5年3月30日改正

